

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和3年5月21日（金）
会議時間 9時58分開会 11時14分開会
- 2 会議場所 役場3階第2委員会室
- 3 出席議員 委員長：中島里司 副委員長：山下清美
委員：鈴木孝寿、口田邦男、高橋政悦
議長：桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長兼総務係長：宇都宮学
- 5 説明員 副町長：山本 司
総務課長 神谷昌彦、総務課長補佐 野々村徹、行政管理係長 尾田和哉
- 6 議 件
 - (1) 令和3年 第4回町議会定例会の運営について
 - ① 予定議案等（町・議会）の説明
 - ② 審議方法等について確認
 - ③ 会期日程の確認
 - ④ 陳情、請願、意見書等について
 - ・ 2022年度地方財政の充実・強化に関する意見書の請願
 - ・ 2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の請願
 - ・ 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の請願
 - ・ 高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書の請願
 - ⑤ 6月定例会における新型コロナウイルス感染症の対応について
 - (2) 清水町議会会議規則の一部改正について
 - (3) 議会報告会と町民との意見交換会について
 - (4) 模擬議会について
 - (5) 議会モニターについて
 - (6) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

委員長（中島里司）：皆さんおはようございます。6月定例会の関係も含め、今日、議会運営委員会を開催したいと思う。執行側から予算等、提出される議案等の関係もあるので、今日、副町長以下関係職員の出席をいただいて進めていきたいと思う。それでは早速、議会運営委員会を開会する。お手元にある会議次第の議件に沿って進めていきたいと思う。

（1）令和3年第4回町議会定例会の運営について

① 予定議案等（町・議会）の説明

委員長：（1）令和3年第4回町議会定例会の運営についてをお諮りしたいと思う。

予定議案の説明について、初めに町側のほうから副町長が出席しているので、よろしく願います。副町長。

副町長（山本 司）：それでは、町からの提案予定議案について御説明申し上げます。

最初に、議案第44号から議案第46号までは、条例の一部改正である。概要を申し上げる。議案第44号清水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正をする条例についてであるが、国、厚生労働省の省令の改正に伴い、障害者サービス事業者等における諸記録の作成、保存等について、このたび電子ファイルでの対応を認めるために条例の改正を行うものである。次、議案第45号清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税の減免措置期間を延長するための改正である。次、議案第46号清水町介護保険条例の一部を改正する条例、これについても、新型コロナウイルス感染症に伴う介護保険料の減免措置期間を延長するための改正である。

続いて、議案第47号から52号までは、令和3年度一般会計外5会計の補正予算である。一般会計について主なものを申し上げます。総務費、災害対策費で消防の救急自動車のストレッチャーに取り付けるアイソレーターという機材、これについては、コロナ感染症の対応用ということで患者を搬送するときにストレッチャーに乗せるが、そのストレッチャーに取り付けるビニール製のカプセルのような装置、それに患者がその中に入っているが、陰圧装置といって気圧を下げる装置である。そして、フィルターでウイルスを除去して患者を搬送する。これによって消防士等の二次感染の防止とか搬送後の救急自動車の内部の消毒が軽減されるといった効果があり、それを導入する。それと同じく災害対策費で、災害時に建設する木造の応急仮設住宅、その木造の実証実験を本町で北海道と北海道の研究所とともに行うということで、清水町内に短期間で木造の住宅1棟2戸を建築して、2年間、冷暖房効率などのデータを収集して今後の設置に向けた研究を行う委託料として1,000万円を追加する予定である。最終的には、この建てた住宅については実験期間終了後、清水町に譲渡されるといった状況である。それと、農林業費である。農業振興費で、国の畑作構造転換事業の補助対策を受けて、JA十勝清水町が実施するてん菜の風害・湿害軽減技術導入や馬鈴薯の病虫害の抵抗性品種の導入などのソフト事業補助金6,956万3,000円の追加である。また、農林業費の農業用水管理費で石山貯水池の砂取り機械の修繕が必要になったことから、経費として123万2,000円の追加。あと、土木費で公園の管理費になるが、清水中央公園と御影公園の噴水の電気設備不具合によって、今、噴水が出ない状況になっている。それを応急修繕する経費として68万2,000円の追加、そのほか、各会計に関連するけれども、4月の人事異動に伴う職員人件費の補正である。それが補正予算の主な内容となっている。

続いて、議案第53号である。熊牛辺地に係る総合整備計画の策定について北海道と事前協議を行っていたが、協議が整ったので計画の策定について提案をするものである。

次のページに参る。議案54号から56号までは、いずれも工事請負契約の締結について予定価

格が5,000万円を超えることから提案をするものである。

そして一番最後、議案第57号である。人権擁護委員候補者の推薦についてを予定している。

あと、行政報告であるが、農産物の生育状況等についてがある。5月の末に調査をするものであるので、開会日に行政報告については配付を予定させていただきたいと思う。

今後における議案の変更等については、2回目の議会運営委員会で説明をさせていただく。以上、主な議案の説明とさせていただく。どうぞよろしく願います。

委員長：次に、議会提出分について事務局長から説明を受けたいと思う。

局長、願います。

事務局長（田本尚彦）：議会提出分の案件について御説明を申し上げる。

まず、委員会報告、只今、それぞれの委員会で準備をしていただいているが、所管事務調査の報告が総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より報告される見通しである。

次に、お手元に資料をお配りしている請願について4件の提出があった。まず、1件目は、2022年度地方財政の充実・強化に関する意見書の請願ということで、日本労働組合総連合会北海道連合会清水地区連合会から、2件目は、2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の請願について、同じく清水地区連合会から、3件目は、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の請願、同じく清水地区連合会から、そして、最後の4件目、高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書の請願、同じく、清水地区連合会から4件の案件が来ている。

あと、会期中であるが、それぞれの常任委員会、議会運営委員会のほうから所管事務等の申出内容について確認の上、提案をされる見通しとなっている。

以上、議会関係の案件である

委員長：それでは、今、執行側と議会事務局からと説明をいただいたが、質疑等はあるか。

（なしの声あり）

②審議方法等について確認

委員長：次に、審議方法等について確認をさせていただきたいと思う。条例の一部改正、それから補正予算、一般議案は、今までと同様に本会議審議としてよろしいかを確認させていただく。従来どおりでよろしいか。

（異議なしという声あり）

委員長：そういうことに決定をさせていただく。

③会期日程の確認

委員長：次に、会期の日程について確認をさせていただく。執行側に条例の一部改正、補正予算及び一般議案等の議案について審議日程の要望、要するに早く結審してほしいという案件があれば、ここで御意見いただきたいと思う。副町長。

副町長：議案の第54号から56号までだが、工事の請負契約の締結について速やかに本契約を行って事業着手をしまいたいと思うので、できれば初日に御審議をいただければと思っている。以上である。

委員長：只今、副町長から、議案54号、55号、56号の3議案について開会初日に結審していただければありがたいという御意見があった。これについて皆さんの御意見をいただきたいと思う。特に何かあるか。

（なしという声あり）

委員長：それでは、副町長からの申し出どおり初日に審議を進めてよろしいか。

(異議なしの声あり)

委員長：それでは、副町長の申出どおり初日に審議を進めるということにする。

それから、会期日程について、ほかに議員のほうから特に何かあるか。

(なしという声あり)

委員長：それでは、町提出及び議会提出の議案を考慮して、現状でのおおよその日程案について、局長のほうから確認した内容について御説明願いたいと思う。局長。

事務局長：只今、確認をした内容に基づいて日程について御説明を申し上げたいと思う。

会期初日は6月4日(金)午前10時より開会で、議会運営委員会からの委員長報告、それから行政報告の後、初日の審議の要望のあった一般議案、議案第54号の工事請負契約の締結について、第55号、同じく工事請負契約の締結について、第56号、同じく工事請負契約の締結について、以上3本の審議を行う。議会関係の議案としては、請願4件についてを議題とし、事務局長が朗読、紹介議員の説明を受けた後、各所管委員会への付託ということで進めていくことになる。そして、各常任委員会からの所管事務調査の報告については、初日の日程を想定したいと思う。初日の委員会等の関係については、お昼休みに議員会の役員会、本会議の終了後に各常任委員会を開催して、先ほどの請願等の審査等をしていただくことになると考えている。6月5日から7日については休会として、6月8日(火)には、請願4件について委員会の審査が終わってれば委員会の報告、その後一般質問を行いたいと考えている。委員会の協議の状況によっては、この日以降9日までの間で、それぞれの常任委員会を開催して、確認の内容を詰めていただくことを想定している。そして、6月9日(水)に、一般質問の2日目ということで、通告者の数によっては、この日程が若干変わる可能性がある。請願について採択になれば、本会議の終了後に、意見書の協議ということで全員協議会を予定したいと考えている。6月10日から13日は休会として、6月14日(月)の最終日は、条例の一部改正の案件、議案第44号の清水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定、同じく第45号の清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定、議案第46号の清水町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての3件、そして、議案の第47号から52号の令和3年度一般会計以下6会計の補正予算、一般議案として議案第53号の清水町熊牛辺地に係る総合整備計画の策定について、そして、人事案件である議案57号の人権擁護委員候補者の推薦について、そして、議会関係の議案として、例えば意見書、そして、所管事務等の調査の申出を審議し、以上の案件で全部の日程を予定したいというふうに考えている。

委員長：只今、局長のほうから、縷々説明をいただいた。会期については、6月4日から14日までの11日間としたいと思う。その中で、中身については、今、局長から説明していただいたとおりに進んでいきたいというふうに思うが、いかがか。異議はないか。

(異議なしという声あり)

委員長：それでは、現状ではそれぞれの提案される議案等々を加味して、6月4日から14日までの11日間にいたしたいというふうに思う。最終的には、一般質問の通告を受け、追加議案等を確認して、次回に委員会で決定することとする。

④陳情、請願、意見書等について

- ・2022年度地方財政の充実・強化に関する意見書の請願
- ・2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の請願
- ・義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の請願
- ・高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書の請願

委員長：次に、請願についてを議題とする。請願については、先ほど局長からお話いただいたとおり、会議規則第 91 条で所管の委員会に付託するとされているので、確認させていただく。2022年度地方財政の充実・強化に関する意見書の請願と2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の請願については総務産業常任委員会へ、それから、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の請願と高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書の請願については厚生文教常任委員会へ審査を付託するというところでよろしいか。

(はいという声あり)

委員長：そういうことに決定させていただく。

そのほか、陳情、請願、意見書等について意見はあるか。口田委員。

口田委員：これに反対するわけではないが、毎年同じようなものばかり出ている。これで果たして効果があるものかなど。他町も同じように毎年取り上げて意見書を出しているのかどうか、いま一度、研究する余地があるのでないかと思うが、いかがか。

委員長：休憩する。

【休憩 10:20】

【再開 10:23】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。

請願を付託する所管に関することについて御異議はないか。

(なしという声あり)

⑤ 6月定例会における新型コロナウイルス感染症の対応について

委員長：次に、6月定例会における新型コロナウイルス感染症の対応について、会場を含めて事務局長から説明願いたいと思う。

事務局長：「6月定例会における新型コロナウイルス感染症の対応について」という資料を用意している。内容については、3月定例会の時に取り扱っている内容と同様になっている。これまでの感染対策としての消毒の徹底であるとかマスクの着用、熱がある場合の対応など書いてあるが、特に会議の運営としては質問台・演壇の使用について、一般質問と行政報告については自席で行っていただくというところの取り扱いの制限がある。あと、飲食に際して等の部分が感染についての課題というふうになっているので、その辺についての対応の徹底、それから、換気についても既に庁舎の暖房等が止まっていて若干寒いということもあるかもしれないが、極力この部屋も窓を開けて換気に努めるということを行いながら運営をしていきたいというふうに考えての資料の内容となっている。

委員長：局長のほうから、お手元の資料によって確認をさせていただいた。そういうことでよろしいか。鈴木委員。

鈴木委員：今、緊急事態宣言下であるし、いつ清水町でもどういうふうに出てくるかというのがるので、例えば庁舎内、又は議員の中で出た場合どういうふうに対応するかというのは、このままやるのか、それとも日程を若干ずらすのかということのもやはり今のうちに最悪のことも想定しておいたほうがいかなというような気もするが、どうか。そこまで考えなくてもいいのか。

委員長：只今、鈴木委員から、今はどういう状況でどうなるというのは想像がつかない部分があり、このままいくという予想もあるし、何かアクシデントが出てくるということも考えられる。その場合の対応について、今、皆さんと議論をしておく必要があるかどうかということだが、いかがか。

鈴木委員。

鈴木委員：ここで結論は出ないと思うが、やはり、その状況によっては弾力的に運用するということをある意味申合せをして、議長の判断とか町側の判断とか臨機応変に対応するというところは、議会運営委員会としてはやはり何か言うておく必要があるかなという気はする。そういう運用をできればお願いしたいなというふうには考えている。

委員長：今、臨機応変にというお話もあった。当然、そうなったときには速やかな対応をやらなければならないというふうに思う。今、皆さんにお諮りするが、その決定権というか、町部局と議長との協議、議会に関わってのことについては議会運営委員会と、そういう中で、速やかな対応をします。そういうことを確認させていただいて、この件については終わらせていただこうと思うのだが、よろしいか。

(はい、了解するという声あり)

委員長：再度申し上げるが、万が一の場合は、町長部局と議長、それと議会運営委員会、これらによって議会に関しては、そういう集まりの中ですぐ対応していくということにさせていただく。それを確認させていただいて、この件については終わりたいと思う。

執行側で、そういう考え方で特に問題ないか。

(はいという声あり)

委員長：そういうことにさせていただく。

それから、これらについても今のお話の続きになるが、「緊急事態の月末解除は困難か」という記事が、今日の新聞に出ている。こういう緊急事態が発令されて何日もたたないうちから、もう無理だろうという、それだけ予想のつかない感染者が出ているというふうに理解すべきだろうと思う。そうすると、この新聞に書かれていることを見れば、「来月 20 日まで延長案も」ということだから、これは仮定の話であるが、少なくとも緊急事態宣言下で定例会が開会されるということが予想される。延長されればそういうことだから。定例議会については先ほど申し上げたとおり、どうしてもという場合においては、先ほど言った、町長、議長の中での御判断をいただきながらということになると思うので、それを含めて先ほどちょっとお話させていただいているのだと思う。そういうことで、緊急事態宣言下でも特に大きな変化がなければ、当町としては定例議会を予定どおり開いていくと。これも確認をさせていただきたいと思うが、よろしいか。

(はいという声あり)

委員長：町民周知については、もし変更があるなら、先に書かないで変更があった時点で即対応していく。先ほど申し上げたことを含めて、そういう御理解をしていただければと思うが、よろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：執行側同席の上、定例会の運営についての現時点での一通りの協議は終わった。この中で、もし発言する必要があるもの、追加等があれば許可したいと思う。副町長。

副町長：申し訳ない。1点、御説明を申し上げたいことがある。

監査委員の選任についてであるが、現在、代表監査員である渡辺富士雄氏については、2期目で来月の6月14日で任期を満了を迎えるというところである。再任に向けてお願いをしたところなのだが、今期で退任したいという意向が示されたところである。それを受けて町で後任の人選を行っているところであるが、後任の予定者からどうしても前任の職場との引継ぎ等があることから、10月1日からであれば監査委員をお引受けいただけるという内諾を受けたところである。そういう状況の中で、地方自治法の規定によって監査委員の任期は一応4年となっているが、但し書きの条文というのがある。その条文の中で4年を経過しても後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことができるといった決めがある。この決めに運用させていただいて、渡辺氏に監査員の職務執行者として9月30日までの期間について継続をお願いしたところ、渡辺氏のほうも9月30日までということ、承諾するというところをお聞きしたところである。

後任の監査委員については、9月の定例会において提案をさせていただきたいと考えていて、皆様の御理解をいただけるようお願いを申し上げる次第である。なお、この間に関しては、6月定例会においては議会において特段の手続をするというものはない。私どもとしては、6月会期中に全員協議会をお開きいただいて、全議員の皆様へ渡辺氏の9月末までの継続について改めて御説明をさせていただきたいと思っている。どうかよろしくようお願い申し上げます。

委員長：只今、副町長から監査委員についての説明があった。一応、ルールの中で許される範囲で、後任が確定するまで今の職務を継続していただくと。これについても本人との話し合いは終わっているということである。これらの周知については、全員協議会の場でそのタイミングを見て議会、そして町民に知らせるという方針のようだが、それについて特に委員のほうから何かあるか。

(なしという声あり)

委員長：異議はないか。

(はいという声あり)

委員長：空席というわけにはいかないと思うので、そういうことで、この場では、一応、それぞれの委員が承知したということで認識をしておいていただきたいと思う。

執行部側は、今のことでよろしいか。

(はいという声あり)

委員長：議会側も、今、局長に確認したら特にないようである。

それでは、ここで執行部側に大変お忙しいところ同席をいただいたが、執行側に退席をしていただきたいと思う。御苦労さまである。

暫時休憩する。

【休憩 10:36 (執行側退席)】

【再開 10:37】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。

(2) 清水町議会会議規則の一部改正について

委員長：(2) 清水町議会会議規則の一部改正について事務局から説明をお願いします。

事務局長：(2) 清水町議会会議規則の一部改正についてということで、お手元のほうに清水町議会会議規則の一部を改正する規則ということで数ページのものを綴じてお渡ししている。今回、令和3年の2月9日に全国町村議会議長会の都道府県会長会議において、標準町村議会会議規則の一部改正が決定された。これを受けて現行の清水町議会会議規則の改正を進めるかどうかということで御協議をいただくものである。改正に至る背景として、議員のなり手不足の解消に向けて男女の議員が活躍しやすい環境整備として、出産・育児・介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するために、育児・介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定する内容である。また、議会への請願手続について請願者の利便性の向上を図るため、請願者の押印を現行では一律に義務づけているところであるが、この部分の会議規則を見直して、請願が自署している場合、サインを直筆で行っている場合については押印を不要とし、請願者の住所や活字がゴム印により記載されている場合や複写されている場合は、請願の信頼性を確保するため従来どおり押印を必要とするという規定の改正の内容である。お手元の資料を1枚めくっていただくと、新旧対照表で改正前、改正後の比較があるが、現在、欠席の届出については、「事故のため出席できないとき」というふうに規定してあるが、ここに、先ほど御説明した、「公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得な

い事由」ということで、具体的な要件を列記している。それから、「議員が出産のため出席できないとき」の規定が現行であるが、改正で「前項の規定に関わらず議員が出産のため出席ができないときは」というふうに具体的な例示が出たことによる文言の改正とともに、「日数を定めて」というところについては、「出産予定日の6週（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」というふうに改正の部分が出てきている。この期間、6週間、それから8週間というところであるが、これは、労働基準法で定められた出産の前後の休業について法定されている期間である。参考までに、本町の職員については、産前8週、産後6週間の定めになっているが、この部分では、標準の改正の内容について労働基準法に基づく内容をそのままこの改正文に載せている。この期間についても、また御議論があれば確認をしてまいりたいというふうに思う。そして、第88条の請願書の記載事項等のところについては、先ほどお話しした、現行では、「請願者の住所及び氏名」、法人にあっては、「名称及び代表者の氏名を記載し、押印しなければならない」というふうに書いているが、新しい改正案については、「提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印」ということで、署名があれば押印は必要ない内容に改正の文言が出ているところである。これらについての全国町村議会議長会でどのような考え方でこの改正案が示されたかということについては、その後のほうの資料を後ほど御覧いただきたいというふうに思う。以上を説明とさせていただきます。

委員長：只今の局長から説明をしていただいた会議規則の一部改正、このように新旧対照表で分かりやすく示されている。このように改正する時代的に必要性があるというふうに理解できるが、改正に向けて、このような内容でよろしいか。

（はいという声あり）

委員長：これについては、今、皆さんに局長が説明していただいたことについて了解をしていただいたという理解の中で、6月9日に一般質問があれば、その終了後に全員協議会が開催予定をしている。その場でそれぞれの議員に周知すべく考えていて、最終的には6月14日、定例議会の最終日に議員提出ということにしていきたいというふうに思う。これらについても御異議あるか。

（なしという声あり）

委員長：そのように決めさせていただきます。

（2）については、これで終わらせていただく。

（3）議会報告会と町民との意見交換会について

委員長：次に、（3）議会報告会と町民との意見交換会について。これについて局長より説明をお願いします。

事務局長：（3）議会報告会と町民との意見交換会についてである。議会報告会の資料の案をお手元のほうに配付をしている。例年の内容に沿って内容を新しくしてまとめている。これまで同様、本会議の開催の状況、委員会の開催の状況など網羅したものである。この資料の確認をしていただくとともに、先だつての議会運営委員会の中での開催の方法としては、従来どおり資料に基づく議会の報告の後、町民との意見交換について所管の委員会それぞれテーマ一つずつを持ち寄って意見交換をするというところまでは確認をしていただいて、5月18日と19日にそれぞれの委員会の所管事務調査に合わせてテーマの検討についてお願いをしていて、両方の委員会ともこの定例会中の常任委員会の開催の中で、そのテーマを確定していくということで協議をしていただいているところである。また、この議会報告会と町民との意見交換会について、開催会場、時期等の考え方をまとめて9月定例会までに開催をするところであれば、その件について議会の中で議員派遣等の確認が必要になるというところである。現状では、開催の会場について、感染防止の観点から、以前、清水

地区については、文化センターの大ホールの活用も検討してみてもどうかというお話があった。当初、議員側、説明側が舞台上上がるイメージだけ持っていて、町民との位置関係でどうかというところもあったが、舞台の下の座席と舞台のへりまでの間が 1.4 メートルほどの空間がある。ちょっと後ろが狭い格好にはなるが、座席の一番前の列にテーブルをぴったりくっつけることによって、一応、議会側が舞台の下で着席をしてテーブルを挟んで町民の方と対峙をするというレイアウトは取れそうな格好である。その場合については、前列 3 つから 4 つは空席で空間を設けると、あとは非常に大きな空間の中で町民の方ともやり取りは可能になるというイメージがあるので、この資料の表紙には 1 階大ホールというのを仮で入れてあるが、そういった可能性も一つというところである。なお、その開催の時期については、先ほど委員長からもお話のあった今日の新聞でも、この緊急事態宣言、道内の月末までの期間については、感染状況がなかなか高止まりまで行っていないが、現在、まだ感染が広がっているような状況というところもあって、来月 20 日という議論も出始めているというところがある。6 月に入ってどういった状況になるかというところもあって、なかなか現状で判断というところは難しいかもしれないが、先ほどお話しした実施に際しての議会内での確認手続等もあるので、それも含めて取扱いについて御協議いただきたいというふうに思う。

委員長：今、局長から説明をしていただいた。仮定の話になってしまうので、現状ではやむを得ないと思うが、それぞれの委員の方々からこの開催会場、それから時期等について御意見をいただければと思う。いかがか。鈴木委員。

鈴木委員：現時点では緊急事態宣言が出ているということと、まず、間違いなく 6 月の会期中もどこまで分からないがかかっていると思う。その中で、まず、日程を決めるというのは、まず難しいので、まずは次に、6 月の会期中の議会運営委員会がどこかであれば、その時点で再検討する必要があるかなど。ただ、前回、話したときには秋口かなというような話もずっとしていたと私は認識していたので、それを目途にして開催できればいいかなというように私は思っている。9 月か 10 月かなと言ったような気がするが、秋口かなど。

委員長：今、鈴木委員からお話があった、開催会場は後回しにして、開催時期を先にいつと決めるわけではないが、大まかで秋口、前回もそういう話したような記憶がある。時期等については、9 月定例の後であれば 9 月の定例会中では間に合わないか。
休憩する。

【休憩 10：51】

【再開 10：56】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。

今、皆さん方のいろいろなお話を伺っても、早い時期には厳しいと。やはり後半の 10 月になってからということのほうが、現状の中での判断としては、そうなるのではないかという考え方である。町民に対しての周知については、前回もあったが、既に議会だよりで 8 月以降ということで既に周知しているから、10 月であっても特に今すぐ何かをしなければならないということではないという判断をしているので、この委員会としては、開催するとしたら 10 月以降という考え方で、これが無理だったらもう駄目だと思う。10 月中に開催できなければちょっと無理かなと思うが、今年度の開催としては、そういうことで、一応 10 月開催ということで、当委員会としては、現状ではそういう認識を共有したいと思うが、そういうことでよろしいか。

(はいという声あり)

委員長：それでは、議会報告会については、テーマについても両委員会に話をかけ、今、協議中ということで理解をしていただきたいと思います。あと、事務局で早速、議会報告会の資料を作っていたいでいる。これらについても大体基本的にはこういう形で、いつになってもこういう形で原則として資

料として使うということで、特に何かあれば事務局のほうにあまり時間をかけないで申出しておい
ていただきたいというふうに思う。よろしいか、そういうことで。

(よろしいの声あり)

委員長：去年はやらないということで決定した後に資料を出したということであるから、今年は開催でき
れば開催したいという方向性であるから、現状ではそのままという理解をしていただきたいと思う。
それで、議会報告会と町民の意見交換会についてほかに御意見あるか。

(なしという声あり)

委員長：ないようであるので、次に行きたいと思う。

(4) 模擬議会について

委員長：次は、模擬議会についてということでお諮りする。

令和3年度の実施については、清水高校から計画が示されている。委員会として対応の確認をし
てまいりたいと思う。6月8日(火)、これは高校のほうの行動予定だが、生徒たちが6月8日に
議会傍聴をして勉強する。それから、6月15日、これは、定例議会が終わった後だが、高校で勉
強会を開く。定例会が終わった翌日である。それには、去年は議会運営委員会の委員が学校に出向
いる。そして、9月28日、模擬議会リハーサル。これは、去年は全議員が対応している。10月5
日、模擬議会、去年は全議員が出席、執行側が答弁をしている。この10月5日が模擬議会の当日
ということになる。執行側への協力要請については、4月26日、桜井議長と私、そして、事務局
長とで説明し、協力の要請を行っている。了解をしていただいているというふうに私は思っている。
そういう日程だが、今、説明の中に去年はということで申し上げたが、去年と同様に取り進めると
いうことでよろしいか。高橋委員。

高橋委員：去年のことを踏まえて、緊急事態宣言がもし6月20日までとかとなった場合、今の日程でいく
と6月15日。定例会が終わった後に学校に赴くのは議会運営委員会のメンバー全員ではなく議長、
委員長の2名、そのぐらいのスリムな感じで、事務局長も入るので3名になると思うが、
その経過によって人数調整をするぐらいのほうがいいかと思う。

委員長：局長、何かあるか。

事務局長：具体的に、その宣言の日程が変わった部分については、まだ想定はしていないところであつた
ので、学校側とも十分話をして、学校のほうとしてどういった人の出入りが可能なかというところ
を一番の見方として整理をしながら、また御相談できればというふうに思う。

委員長：そういうことでよろしいか。

(はいという声あり)

委員長：高校とも打合せをしながらということにしたいと思う。

それでは、今の模擬議会については、コロナの状況を見ながら取り組んでいくということで承知
おきしていただきたいと思う。

(5) 議会モニターについて

委員長：次に、議会モニターの関係だが、応募者については10人以内ということにしてあるが、現在、応
募いただいているのは7名である。そのため、応募者全員を委嘱してよいか、モニター委嘱を兼ね
た会議開催については取扱いを検討したい。メンバーについての説明を局長から願います。

事務局長：議会モニターについては、前回の会議で名簿をお渡しした7名の方から増えていないところ
である。前回の会議の中では、できれば5月中に委嘱の会議を行ってほしいというお話もしていたが、先
ほどからお話が出ている緊急事態宣言の状態というところもあって、一応、町のほうとしては町民

の方々を御案内する会議については、今、参集しない方向でこの期間中定めている。期間が延びると、取扱いを同じようにして延長していくことは十分考えられるというところがある。モニターの募集中ということであるが、委員の方の委嘱を兼ねた会議というのは、なかなかまだ難しい環境もあるのかなというところがあるので、それらも参考要因として御協議いただければというふうに思う。

委員長：現状の説明を局長からいただいた。名簿は既に前回配付している。7名から変わっていないという理解をしていただきたい。それで、改めて町民を招集するというのは、今、町全体で控えているということであるから、それはそれとして、できれば10人以内ということであるので、もう1人、2人、最低でも受けていただける方がいればなというふうに、私個人的には思っている。どうか皆さん、いま一度、そういう部分では心当たり、御協力をお願いしたい。候補者がいれば、事務局のほうとも連携を取りながらということをお願いできればと、改めて強くお願い申し上げておきたいと思う。そういうことでよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：もし10人に満たなくても今月、できれば5月25日ぐらいまでにはしていただければということであるが、ぜひお願いしたいと思う。御協力をぜひお願いする。局長。

事務局長：委嘱のスタートをいつにするかということが課題ではあるが、モニター会議の開催をできる時期を委嘱のスタートにして、そこで説明をしていうところであれば、今の事情から行くと、まだ期間は余裕があるというところであるが、いつまでもということにいかないで、お願いをいただく期間としては今月いっぱいぐらいかなと思う。

委員長：今の期限については、6月4日に定例会であるから、できればその前に委嘱というか御本人の方がそういう意識を持った上で、議会、定例会を傍聴するなりモニターを見ていただくというスタイルになればいいのかなと思うので、できれば今月中にということをお願いしたいというふうに思う。それでは、ほかにモニターについてあるか。ないか。

(なしの声あり)

委員長：この議会モニターについて、会議を開催するというのも含めて了解していただきたいと思う。

(はいという声あり)

委員長：議会モニターが決まれば、一応、6月1日ぐらいのこと思っているが、今、町で町民を集めての会議というのは控えているようであるから、これは予定だけで実施するのは難しいかなと思う。

(はいという声あり)

委員長：それでは、予定されていた議件については、これで全部終わった。

(6) その他

委員長：(6)のその他にいきたいと思う。何か委員のほうからその他であるか。高橋委員。

高橋委員：役場の執行側のクールビズが当然のように議会よりも早くて、この間の所管事務調査でも皆ノーネクタイで議員だけがネクタイ、議会事務局もそうだが、これを合せることできないかなと。何かちょっと違和感があった。

委員長：執行側が、今、高橋委員が言うようにクールビズやっている。だから、その辺どうしたらいいのかなということを私もちょっと気にしていたことである。

事務局長：申し訳ない。委員会の開催に当たって、執行側から、クールビズに入っているがどうしようかというお話を事前に私のほうで受けていた。議会としては、6月からのクールビズという確認は既に行っているんで、5月中の委員会は議員の方々は皆さんネクタイ着用ということで決めているが、それは、議会なり町なりの決めたことで対応していると思うので、クールビズでの出席については大丈夫ではないかという御説明をさせていただいた。申し訳ない。

委員長：今、クールビズの関係でネクタイの話が出たが、これは、議会としては…。鈴木委員。

鈴木委員：本来は5月、クールビズは全国的に5月からなので、議会が1か月遅れているだけなのである。だから、来年から合わせるのか、それとも従来どおりするのかだけの話だと思うが。だから、今年についてはもうしようがないと。来年からは5月にするのか6月にするのかは、そのときの3月もしくはその前後の議会運営委員会で決めてほしいなというふうに思う。

委員長：今、鈴木議員の言ったような取り組みで進めるということで、皆さんが賛同していただければ、来年以降ということで、考えるということでもよろしいか。考えるといえば変更するということであるが。よろしいか。

(はいという声あり)

委員長：今年は、もうあと半月ぐらいだが、このままでということにしたいと思う。

ほかにあるか。

事務局長：来週はどうするか。来週、2回目の議会運営委員会があるが、そのときにはどうしたらよろしいか。

委員長：議会運営委員会で勝手にネクタイを外すわけにはいかないの、皆さんに公にしなければならぬから、次回、今月中はネクタイしてほしい。説明員は職員であるから、職員としての立場を尊重してノーネクタイで結構である。よろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：そういうことにさせていただく。

それでは、今日予定していた議件については一通り全部終わった。

以上をもって本日の議会運営委員会を閉じたいと思う。御異議はあるか。

(なしという声あり)

委員長：それでは、以上をもって議会運営委員会を終了する。皆さん、どうも御苦勞様である。ありがとうございます。休憩もしないで申し訳ない。

【閉会 11：14】